



青森県果報

第二千四十一号

平成十四年七月一日(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	二
右 同	同	二
右 同	同	二
建設業者の許可の取消し	青森県土整備事務所	三
出先機関	同	三
青森県営農大学校の学生募集	営農大学校	三
教育委員会	同	三
青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令	職員福利課	四
監査委員	同	四
包括外部監査の事務を補助する者の氏名等	事務局	五

告 示

示

青森県告示第三百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年七月一日

青森県知事 木村守男

居宅介護事業者		居宅介護の種類		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	
有限会社あやとり	弘前市大字撫牛子三丁目二〇の一	訪問介護	弘前市大字撫牛子三丁目二〇の一	有限会社あやとり	弘前市大字撫牛子三丁目二〇の一	平成十四年七月一日
社会福祉法人桐紫苑	青森市大字幸畑字谷脇二一四の一	痴呆対応型共同生活介護	青森市大字幸畑字阿部野五〇の一	グループホームたもぎの	青森市大字幸畑字阿部野五〇の一	平成十四年七月一日

青森県告示第三百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年七月一日

青森県知事 木村守男

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指月日定
有限会社あやとり	弘前市大字撫牛三丁目二〇の一〇	有限会社あやとり	弘前市大字撫牛三丁目二〇の一〇	平成一四・四・一

青森県告示第三百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年七月一日

青森県知事 木村守男

名称	所在地	施設の種類	廃止年月日
渡辺病院	青森市橋本一丁目七の四	介護療養型医療施設	平成三・三・三一

青森県告示第三百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年七月一日

青森県知事 木村守男

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	名称	所在地	廃止年月日
株式会社大与	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	訪問介護	株式会社大与居宅介護支援事業所	弘前市大字高杉字五反田二二一	平成一三・五・三一
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	訪問看護	訪問看護ステーション	八戸市大字鮫町字日ノ出町九	一三・二・三〇
"	"	居宅療養管理指導	妙水苑クリツク	八戸市大字妙字分枝三九の一	"
"	"	通所リハビリテーション	"	"	"

青森県告示第三百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年七月一日

青森県知事 木村守男

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
株式会社大与	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	株式会社大与居宅介護支援事業所	弘前市大字高杉字五反田二二一	平成三・五・三一
株式会社アスカム	宮城県仙台市青葉区木町通一丁目五の一二	いへるすてア	青森市青柳二丁目三の一九	一四・三・三一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年七月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社濱田組道路
- 二 代表者の氏名 濱田 孝
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浅虫字内野三五の四四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・九）第一三二四八号
- 五 取消年月日 平成十四年六月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十四年六月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第二号

平成十五年度青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七条第三項の規定により公示する。但し、二次募集試験は一次募集試験の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成十四年七月一日

青森県営農大学校長 米 田 豊

一 修業年限

二 二年

二 募集人員

課 程	定 員
畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程	七十名 (男女を問わない。)

三 受験資格

- 1 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者
- 2 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認める者

四 試験の実施期日、場所及び試験科目

試 験	試 験 の 期 日	試 験 の 場 所	試 験 科 目
一次募集 試験	平成十五年二月十三日 (木) 午前九時	上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大学校	筆記試験「現代文、 数学、生物、小論 文」、口述試験
二次募集 試験	平成十五年三月十一日 (火) 午前九時	"	"

五 受験手続

試 験	提 出 書 類	受 付 期 間	提 出 先
	(一) 入校願書（第一号様式、 写真貼付） (二) 受験票（本校所定のも の、写真貼付） (三) 平成十四年三月に高等 学校又は中等教育学校を 卒業した者及び平成十五		

一次募集試験	年三月に卒業する見込みの者にあつては、知事が別に定める志願者調査書(四)前項に規定する以外の者にあつては、次に掲げる書類 イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 ロ 最終出身学校の成績証明書 ハ 健康診断書	平成十五年一月九日(木)から同月三十一日(金)まで	上北郡七戸町字大沢四八の八(〒〇三九・二五九八)青森県営農高等学校
二次募集試験	"	平成十五年二月二十四日(月)から同年三月四日(火)まで	"

六 合格者の発表

試験	発表の期日
一次募集試験	平成十五年二月十九日(水)
二次募集試験	平成十五年三月十四日(金)

七 その他

- 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること)。
 - (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
 - (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
 - (三) 開示場所は、青森県営農高等学校会議室とする。
- この募集について不明な点がある時は、青森県営農高等学校教務課(電話〇一七六・六二・三一一番)に問い合わせること。

教育委員会

青森県教育委員会訓令甲第九号

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年七月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程(昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表中

所 出 庁
轄 先 内
教 育 機 一
機 関 般
関 関

女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合に与えられる休暇	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合に与えられる休暇
---------------------------------------	---------------------------------------

一日又は半日(非常勤職員にあつては、一日)	一日又は半日(非常勤職員にあつては、一日)
-----------------------	-----------------------

を

女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合に与えられる休暇	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合に与えられる休暇
---------------------------------------	---------------------------------------

一日又は半日(非常勤職員にあつては、一日)	一日又は半日(非常勤職員にあつては、一日)
-----------------------	-----------------------

小学校就学の始 期に達するまで の子(配偶者の 子を含む。)を 養育する職員が、 その子の看護 (負傷し、又は 疾病にかかった その子の世話を 行うことをい う。)のため勤 務しないことが 相当であると認 められる場合に 与えられる休暇	五日に当該任用期 間の月数を乗じ、 十二で除して得た 日数(一日未満の 端数は、切り捨て る。)	一日、半日又は 一時間(非常勤 職員にあつて は、一日又は一 時間)
職員が親族の喪 に服する場合に 与えられる休暇	人事委員会規則一 三・八(職員の勤 務時間、休日及び 休暇)の適用を受 ける職員の例によ る。	一日又は半日 (非常勤職員に あつては、一 日)

に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十四年七月一日

- 青森県監査委員 片 谷 稔
 - 青森県監査委員 橋 本 敏 子
 - 青森県監査委員 須 藤 健 夫
 - 青森県監査委員 山 内 崇
- 一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
小原 隆平	八戸市根城七丁目六番一六号
小野寺 高	青森市大字大野字前田六九番四二号
倉成 磨	八戸市大字本徒士町三番二号
祐川 信康	青森市緑一丁目一四番一五号
谷 篤志	埼玉県草加市住吉一丁目一四番三号コスモポート八〇一号
西谷 俊広	青森市勝田一丁目二番六号ハイアットB二〇二号
吉田 柳一郎	むつ市小川町一丁目一九番七七号

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成十四年六月二十五日から平成十五年三月三十一日まで

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭